第五十三条	
（略）	ならない。この場合において、当該請求書に基礎年金番号を記載するときは、当該請求書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
第五十四条	
（略）	ならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
第五十五条	又は第四十七条第一項、第四十七条第一項又は昭和六十年改正法附則第十一条第三項
第五十五条第一号	遺児年金の国民年金証書	届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
（略）		
第五十六条第一号	遺児年金の国民年金証書	基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
第五十七条		
（略）	ならない。	ならない。この場合において、当該申請書に基礎年金番号を記載するときは、当該申請書に基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

第五十三条	
（略）	ならない。この場合において、当該請求書に基礎年金番号を記載するときは、当該請求書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
第五十四条	
（略）	ならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
第五十五条及び第五十八条第一項	又は第四十七条第一項、第四十七条第一項又は昭和六十年改正法附則第十一条第三項
第五十五条第一号	遺児年金の国民年金証書	届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
（略）		
第五十六条第一号	遺児年金の国民年金証書	国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
第五十七条		
（略）	ならない。	ならない。この場合において、当該申請書に基礎年金番号を記載するときは、当該申請書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。